

## 川崎市告示第648号

川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号）第2条第2項の規定により、港湾施設の名称、位置、規模等（昭和40年川崎市告示第35号）の一部を次のように改正し、令和7年12月25日から適用する。

令和7年12月22日

川崎市長 福田 紀彦

### 別表13 荷さばき地の表中

「

名称	利用区分	位置	面積
2級荷さばき地	一般利用	川崎区千鳥町	24,073
		川崎区東扇島(92番地を除く。)	149,100
	専用利用	川崎区千鳥町	257,495
		川崎区東扇島	107,225
		川崎区夜光1丁目1番地の5ほか	1,149
		川崎区夜光3丁目2番地の5地先	1,483

」

を

「

名称	利用区分	位置	面積
2級荷さばき地	一般利用	川崎区千鳥町	24,073
		川崎区東扇島(92番地を除く。)	149,792
	専用利用	川崎区千鳥町	257,495
		川崎区東扇島	107,225
		川崎区夜光1丁目1番地の5ほか	1,149

	川崎区夜光3丁目2番地の5 地先	1,483
--	---------------------	-------

」

に改める。